

## オーバホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定規程

制 定 平成10年 3月19日

一部改正 平成15年12月 8日

### (目的)

第1条 この規程は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）業務方法書第16条の規定に基づき、オーバホール等整備を行った特殊消防自動車の水槽装置、化学消火装置、はしご装置等（以下「オーバホール特殊消火装置」という。）について、整備業者等の依頼により、協会が行うオーバホール特殊消火装置の鑑定（以下この規程において「鑑定」という。）の業務に必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、協会が行う特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程（以下「特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程」という。）又は当該規程に準じて行った鑑定（以下「初回の鑑定」という。）に適合したオーバホール特殊消火装置に適用する。

### (鑑定に関する契約)

第3条 協会に鑑定を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、別記様式第1号の鑑定契約依頼書を協会に提出し、予め、協会と別記様式第2号により鑑定を行うために必要な事項について契約を締結するものとする。

### (鑑定の基準)

第4条 鑑定は、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第3条に掲げる特殊消火装置の鑑定基準又は初回の鑑定を受けた鑑定基準の安全性及び性能に関する規定により行う。ただし、初回の鑑定後に当該特殊消火装置に係る鑑定基準が改正され、特殊消防自動車を整備したときに新基準に対応する改造を行った場合は、当該改造した部分についての鑑定は新基準を適用する。

なお、鑑定基準の安全性及び性能に関する規定は、別に定めるものとする。

### (鑑定の依頼手続き)

第5条 依頼者が協会に鑑定を依頼する手続きは、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第5条各項によるものとする。ただし、鑑定依頼書にあつては、別記様式第3号によること。

2 明細書、受検場所案内図、手数料内訳書、鑑定日希望表、受検場所変更届、特殊消火装置鑑定依頼整理表、取下げ届、委任状、氏名変更届、過誤納金還付願及び鑑定業務委託契約書は、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程を適用するものとする。

3 特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程に基づいて提出されている明細書、設計図、強度・安全率等の計算書、受検場所案内図、社内試験成績表、その他の資料、委任状及び鑑定業務委託契約書にあつては、当該提出書類によることができるものとする。

### (鑑定手数料の納入)

第6条 鑑定手数料の納入手続きは、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第6条によるものとする。ただし、手数料は、オーバホール等整備を行った特殊消防自動車の鑑定に関する契約で締結された額とする。

(依頼者の整備事項)

第7条 依頼者の整備事項は、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第14条各項により行うものとする。

(鑑定計画)

第8条 鑑定の計画は、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第10条各項により行うものとする。

(鑑定依頼書の受理)

第9条 鑑定依頼書の受理は、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第7条により行うものとする。

(鑑定の実施)

第10条 鑑定の実施は、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第15条(第2項及び第3項を除く。)により行うものとする。

(鑑定結果)

第11条 鑑定の結果は、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第16条第1項及び第17条により行うものとする。

(鑑定依頼の取下げ等)

第12条 鑑定依頼の取下げ、鑑定手数料の返還、図書の返還、依頼等の委任、氏名等の変更、鑑定手数料の過誤納、鑑定受検業務の委託、疑義の照会及び鑑定に関する細則は、特殊消防ポンプ自動車の鑑定規程第18条から第20条まで、第24条から第28条まで及び第31条の各項によるものとする。

附 則〔平成10年3月19日〕

この規程は、平成10年4月1日から実施する。

附 則〔平成15年12月 8日〕

この規程は、平成15年12月 8日から実施する。

鑑 定 契 約 依 頼 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依 頼 者  
住 所  
氏 名（法人の場合は、  
名称及び代表者氏名） 印

オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定規程第3条に基づき、下記について鑑定の契約を依頼します。

記

- 1 特殊消防自動車の種類
- 2 鑑定実施の場所

備考1 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。

2 特殊消防自動車の種類及び鑑定実施の場所は、複数とすることができる。

オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る  
特殊消火装置の鑑定に関する契約書（例）

収入印紙  
(割印)

日本消防検定協会 理事長 ○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）  
は、次の条項によって鑑定に関する契約を締結する。

第1条 甲は、乙の依頼によって、次の鑑定を実施する。

- (1) 鑑定項目     オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定
- (2) 鑑定内容     オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置が、当該鑑定規程に定める鑑定基準に適合しているかどうかについて
- (3) 鑑定実施の場所
- (4) 鑑定実施の期間     当該鑑定依頼希望日から1月以内に完了するものとする。

第2条 鑑定に関する事務の取り扱いについては、オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定規程によるものとする。

第3条 鑑定の範囲及び方法は、オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定細則に基づいて行うものとする。

第4条 甲は、オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定が完了し、当該鑑定規程に定める鑑定基準に適合する場合、その旨の表示をするものとする。

第5条 鑑定の手数料は1台につき、次によるものとする。

- (1) ○○○付消防ポンプ自動車     ○○○○○ 円
- (2) ○○○付消防ポンプ自動車     ○○○○○ 円

第6条 甲は、鑑定の準備を開始したとき以降において、納入した手数料を返還しない。

第7条 甲は、天災その他やむを得ない事由が生じ、鑑定の継続が困難になった場合、この契約を解除することができる。

備考 この用紙の大きさは、J I S A 3の二つ折又はJ I S A 4とする。

第8条 甲及び乙は、双方に相手方がこの契約書の条項に違反した場合、契約を解除することができる。

第9条 本契約の有効期間は、契約の日から3年間とする。

第10条 この契約を変更する必要がある場合、甲及び乙協議のうえ変更するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 東京都調布市深大寺東町4丁目35番地16  
日本消防検定協会  
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 住所  
名称  
代表者 印

鑑 定 依 頼 書

年 月 日

日 本 消 防 検 定 協 会 殿

依 頼 者  
住 所  
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印  
電 話 番 号

オーバーホール等整備を行った特殊消防自動車に係る特殊消火装置の鑑定規程第5条に基づき、下記について鑑定を依頼します。

記

特殊消防自動車の種類			
鑑 定 記 号			
型 式 番 号			
依 頼 数 量			
鑑 定 希 望 日	年	月	日
鑑 定 実 施 の 場 所			
鑑 定 手 数 料	円	合 計	円
備 考			

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A4とすること。  
 2 特殊消防自動車の種類ごとに作成すること。  
 3 依頼数量は、1回に受検する数とすること。  
 4 該当しない項目は、削除すること。